

プライバシーマーク審査員資格基準



一般財団法人日本情報経済社会推進協会
プライバシーマーク推進センター

改廃履歴

版	制定・改定日	改定箇所・理由	施行日
1.0	平成 22 年 10 月 15 日	「プライバシーマーク制度設置及び運営要領」の全面改正に伴い、改定第 1 版とする。	平成 23 年 3 月 1 日
1.1	平成 23 年 4 月 1 日	組織名変更を反映	平成 23 年 4 月 1 日
1.2	平成 25 年 3 月 1 日	「7.更新登録」、「8.3 資格の喪失」を改正	平成 25 年 4 月 1 日
1.3	平成 27 年 10 月 30 日	「6.初回登録の基準」、「6.3 主任審査員」の d)項を改正	平成 27 年 12 月 1 日
1.4	平成 29 年 2 月 1 日	「6.1 審査員補」の a)、c)、d)及び e)を改正	平成 29 年 4 月 1 日

目次

1. 適用範囲	1
2. 定義	1
3. 引用基準	1
4. 資格の名称及び役割	1
4.1 プライバシーマーク主任審査員	1
4.2 プライバシーマーク審査員	1
4.3 プライバシーマーク審査員補	1
5. 欠格事由	1
6. 初回登録の基準	2
6.1 審査員補	2
6.2 審査員	2
6.3 主任審査員	2
7. 更新登録	3
7.1 審査員補	3
7.2 審査員の資格基準	3
7.3 主任審査員	3
8. 資格の停止、喪失及び剥奪	4
8.1 措置の決定	4
8.2 資格の停止	4
8.3 資格の喪失	4
8.4 資格の剥奪	4
9. 資格の辞退	4
10. 基準の改正	4

本頁は空白です。

1. 適用範囲

本基準は、プライバシーマーク付与の適格性の審査（以下「付与適格性審査」という。）に関わることができる者の資格基準を規定するものである。

2. 定義

この基準で使用する用語は、この基準に特別の定めがあるもののほか、「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」、日本工業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」及び「プライバシーマーク制度基本綱領」において使用する用語の例による。

3. 引用基準

「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」は、本書で引用された限りにおいて、本書の一部となる。

4. 資格の名称及び役割

4.1 プライバシーマーク主任審査員

プライバシーマーク主任審査員（以下「主任審査員」という。）は、「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」に従って審査を行うために必要な知識及び技能を有するもので、審査チームのリーダーとして審査を指揮することができる者と評価され登録された者をいう。

主任審査員は、審査チームのリーダーとして、審査実施計画の立案から審査チームの業務分担の決定を行い、全プライバシーマーク審査（文書審査、現地審査及びこれらに伴う指摘事項・審査終了報告書の原案作成、改善報告への対応等の全過程を含んだ審査をいう。以下同じ。）を統括し、自らの責任において、審査終了報告書を作成し提出する役割が求められる。

4.2 プライバシーマーク審査員

プライバシーマーク審査員（以下「審査員」という。）は、「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」に従って審査を行うために必要な知識及び技能を有するものとして評価され登録された者をいう。

審査員は、主任審査員と共に全プライバシーマーク審査における実務を担当する役割が求められる。

4.3 プライバシーマーク審査員補

プライバシーマーク審査員補（以下「審査員補」という。）は、主任審査員の指導及び監督のもとで全プライバシーマーク審査に参加することができるものとして評価され登録された者をいう。

審査員補は審査チームの正式メンバーではなく、事業者の同意を得て全プライバシーマーク審査の全部又は一部の実務を経験できるにとどまる。

5. 欠格事由

以下のいずれかに該当する者は、審査員補、審査員又は主任審査員（以下「審査員等」という。）となることができない。

- a) プライバシーマーク指定審査員登録機関（以下「審査員登録機関」という。）の決定により

資格を剥奪された日から3年を経過しない者

- b) 「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)の規定により主務大臣から命令を受け、命令を受けた日から3年を経過しない者
- c) 個人情報保護法の規定又はその他の法令の個人情報の取扱いについて定める規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- d) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- e) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者

6. 初回登録の基準

審査員等の資格の初回登録の基準は、以下に定めるとおりとする。

6.1 審査員補

審査員補になろうとする者は、以下に示すすべての要件を満たさなければならない。

- a) 派遣、委託等で従事した場合も含め、通算して3年以上の就業経験を有していること(就業内容は個人情報保護に関連する業務以外も含むものとする)。
- b) プライバシーマーク指定研修機関(以下「研修機関」という。)が実施するプライバシーマーク審査員補養成研修コースを修了し、所定の成績で合格していること。
- c) 研修合格通知日より5年以内に資格申請が完了していること。
- d) 研修合格通知日より1年以上経過した後に資格申請を行う場合には、研修機関が審査員等を対象に実施するフォローアップ研修を、少なくとも年1回継続して受講し、修了していること。ただし、当該審査員補研修合格者に特段の事由があり、審査員登録機関が特に認める場合はこの限りではない。
- e) 5に掲げる事由に該当しないこと。

6.2 審査員

審査員になろうとする者は、以下に示すすべての要件を満たさなければならない。ただしプライバシーマーク付与機関(以下「付与機関」という。)の推薦がある場合はこの限りではない。

- a) 6.1(審査員補の初回登録の基準)を満たしていること。
- b) 審査員登録申請日までの3年以内に、審査員補として少なくとも5回の全プライバシーマーク審査に参加していること。
- c) 全プライバシーマーク審査に立ち会った複数の主任審査員から、審査員としてふさわしい知識及び技能を有する旨の推薦を受けていること。
- d) 申請時に、資格の停止又は剥奪の措置を受けていないこと。

6.3 主任審査員

主任審査員になろうとする者は、以下に示すすべての要件を満たさなければならない。ただし付与機関の推薦がある場合はこの限りではない。

- a) 6.1（審査員補の初回登録の基準）を満たしていること。
- b) 主任審査員登録申請日までの3年以内に、審査員として少なくとも10回の全プライバシーマーク審査を実施し、かつ、主任審査員登録申請日までの1年以内に、少なくとも3回の全プライバシーマーク審査を実施していること。
- c) 全プライバシーマーク審査に立ち会った複数の主任審査員から、主任審査員としてふさわしい知識及び技能を有する旨の推薦を受けること。
- d) 所属している全てのプライバシーマーク指定審査機関の推薦を受けていること。
- e) 申請時に、資格の停止又は剥奪の措置を受けていないこと。

7. 更新登録

審査員等の資格の更新登録の基準は、以下に定めるとおりとする。

7.1 審査員補の資格基準

以下に示す全ての要件を満たしている場合、審査員補資格の更新登録を申請できる。

- a) 現在の登録期間中（3年）に、研修機関が審査員等を対象に実施するフォローアップ研修を、少なくとも年1回（3年間で3回）受講し修了していること。ただし、当該審査員補に特段の事由があり、審査員登録機関が特に認める場合はこの限りではない。
- b) 申請時に、資格の停止又は剥奪の措置を受けていないこと。

7.2 審査員の資格基準

以下に示す全ての要件を満たしている場合、審査員資格の更新登録を申請できる。

- a) 現在の登録期間中（3年）に、審査員として、少なくとも10回の全プライバシーマーク審査を実施し、かつ、現在の登録期間が終了する前の1年以内に、少なくとも3回の全プライバシーマーク審査を実施していること。ただし、当該審査員に特段の事由があり、審査員登録機関が特に認める場合はこの限りではない。
- b) 現在の登録期間中（3年）に、研修機関が審査員等を対象に実施するフォローアップ研修を、少なくとも年1回（3年間で3回）受講し修了していること。ただし、当該審査員に特段の事由があり、審査員登録機関が特に認める場合はこの限りではない。
- c) 申請時に、資格の停止又は剥奪の措置を受けていないこと。

7.3 主任審査員の資格基準

以下に示す全ての要件を満たしている場合、主任審査員資格の更新登録を申請できる。

- a) 現在の登録期間中（3年）に、審査チームのリーダーとして、少なくとも10回の全プライバシーマーク審査を実施し、かつ、登録期間が終了する前の1年以内に、少なくとも3回の全プライバシーマーク審査を実施していること。ただし、当該主任審査員に特段の事由があり、審査員登録機関が特に認める場合はこの限りではない。
- b) 現在の登録期間中（3年）に、研修機関が審査員等を対象に実施するフォローアップ研修を、少なくとも年1回（3年間で3回）受講し修了していること。ただし、当該主任審査員に特段の事由があり、審査員登録機関が特に認める場合はこの限りではない。
- c) 申請時に、資格の停止又は剥奪の措置を受けていないこと。

8. 資格の停止、喪失及び剥奪

8.1 措置の決定

資格の停止、喪失及び剥奪の決定は、事業者からの苦情、審査機関からの意見、全プライバシーマーク審査の実施状況、フォローアップ研修の受講状況その他の事情に基づき、審査員登録機関がこれを行う。

8.2 資格の停止

審査員等は、以下のいずれかに該当する場合、審査員登録機関が定める間、その資格が停止される。

- a) 資格に相応する知識及び技能を保持しているか疑義があり、資格を維持させることについて検討する必要があると判断された場合
- b) 付与適格性審査に携わる者としての信頼を損ねたと判断された場合
- c) 資格の剥奪についての検討対象となった場合

8.3 資格の喪失

審査員等は、以下のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- a) 7（更新登録）の要件を満たすことができなかった場合
- b) 8.2a)による検討の結果、資格に相応する知識及び技能を保持していないと判断された場合

8.4 資格の剥奪

審査員等は、以下のいずれかに該当する場合、その資格を剥奪される。

- a) 5に掲げる事由
- b) 著しい不行跡等により付与適格性審査に携わる者としての信頼を失ったと判断された場合

9. 資格の辞退

審査員等は、審査員登録機関の定めるところにより、資格を辞退することができる。

10. 基準の改正

この基準の改正は、プライバシーマーク制度委員会の審議を経て、付与機関が行う。

本頁は空白です。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号

六本木ファーストビル

Tel: 03-5860-7563

Fax: 03-5573-0562

URL: <https://privacymark.jp/>